

■基本目標Ⅲ ともに安心して暮らす

施策分野1 理解と交流の促進

(1) 障害についての理解促進

障害者が安心して生活するためには、障害者自身が自立を図る一方で、市民一人ひとりの障害と障害者に対する理解が必要です。そのため、将来を担う児童、生徒の障害に対する理解を深めるとともに、地域の住民が障害の特性を正しく理解し、障害者に優しい地域となることを目指し、地域や官公庁などでも障害者理解に関する研修会を積極的に開催します。

また、障害者差別解消法の施行に向けて、社会的障壁の除去、合理的配慮等についての必要性について理解を促進し、周知を図ります。

施策事項	施策内容
①福祉教育の推進	■児童、生徒の障害に対する理解を深めるため、市内小学校・中学校において講演会やふれあい活動を実施します。
②障害者理解の促進	■地域の住民が障害の特性を正しく理解し、障害者に優しいまちとなることを目指し、地域や官公庁などで障害者理解に関する研修会を開催します。 ■障害についての理解を促進するために、講師リストの活用について周知し、活動を推進します。 ■障害者週間や、発達障害啓発週間におけるイベント等を開催し、広く参加を呼び掛けることで、障害についての理解の促進を図ります。
③啓発・広報の推進	■障害への理解の啓発については、テレビや新聞など、様々なメディアを活用し、積極的な広報活動を展開します。
④障害者差別解消の理解促進と周知	■障害を理由とする差別の解消を目的に、社会的障壁の除去、合理的配慮等についての理解の促進と啓発活動を実施します。

(2) 交流の促進

障害者が地域で安心して生活していくためには、様々な人との交流機会を増やし、地域におけるふれあいを促進することが必要です。また、障害者関係団体間の情報交換や意見交換をすることで、課題の解決に繋げることも重要です。

施策事項	施策内容
①地域交流の促進	■身近なふれあいセンターで障害者の活動が行われ、各種行事に障害者が参加することで、障害者と地域住民とのふれあいと交流を促進します。
②障害者団体間のネットワークづくり	■障害者関係団体の定期的な意見交換会等の開催することで、情報の共有を図るとともに、勉強会の開催など、各団体の活動を支援することで、団体間のネットワークづくりを促進します。

(3) ボランティア活動の支援

障害者の地域での自立生活を支援するためには、個々のニーズに応じた支援体制が必要であり、関係機関との連携による地域福祉活動やボランティア活動を推進していくことが必要です。

今後は、企業、地域の団体、学校等の取り組みなど障害者へのボランティア活動について、広く市民に周知、広報を行います。

施策事項	施策内容
①ボランティアの育成・確保	■ボランティア活動については、各種養成講座を開催し、人材の育成確保を行います。 なお、講座の開催にあたっては、ボランティア活動に対する市民の理解が高まるよう、「広報うべ」、地元紙・ミニコミ誌、ホームページ、ポスター掲示などにより積極的に広報活動を展開します。
②ボランティア活動の啓発	■地域、学校、企業等が実施する障害者へのボランティア活動について、市民に周知することにより、活動を推進します。

施策分野2 情報・コミュニケーション支援の充実

(1) 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実

障害者にとって意思が相手に的確に伝わり、必要な時にニーズに合った情報を得られることは、社会参加を進める上で不可欠です。

そのため、障害者への情報提供については、障害特性に配慮した工夫や細やかな対応が求められています。聴覚障害については、講演会などでの手話や要約筆記の配置をすすめていきます。また視覚障害については、拡大文字や音声コードの添付、点字やメールなど様々な手段での情報提供をするなど情報保障を進めていきます。

今後も、障害者への情報保障のために、様々な情報について、障害種別に応じた情報提供の充実を図る必要があります。

施策事項	施策内容
①情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">■視覚障害者への文書での情報提供については、希望する手段の登録に従い、拡大文字あるいは点字や音声コードの添付などによる配慮を実施します。■市民を対象とした講演会などを開催する際は、必要に応じて手話通訳や要約筆記による情報提供を行い、聴覚障害者に対するコミュニケーション手段を確保します。■点字・点訳グループや音訳グループとの連携により、点字・音声版「広報うべ」を作成し、視覚障害者への市政情報の提供に努めます。■障害福祉に関する最新情報をパソコンや携帯電話を活用し、電子メールで配信するなど、障害者への情報提供手段の充実を図ります。
②職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none">■市職員への手話研修などの充実により、市窓口における障害者へのコミュニケーション支援を強化します。

(2) 情報バリアフリーの推進

平成25年3月に策定した「情報バリアフリー化の手引き」に基づき、市が率先して障害者への情報保障に取り組んでいるところですが、障害者差別解消法の施行を見据えて、取り組みを更に強化する必要があります。

また、バリアフリー施設の登録とバリアフリーマップを作成することにより、障害のある方の社会参加を促進するとともに、コミュニケーションに関するバリアフリーの取り組みについての周知を行い、障害者が暮らしやすいまちづくりを目指します。

施 策 事 項	施 策 内 容
①情報バリアフリー化の 推進	<p>■「情報バリアフリー化の手引き」に基づき、市が率先して障害者への情報保障に取り組みます。</p>
②民間機関などへの 啓発活動の推進	<p>■聴覚障害者や視覚障害者への対応等、窓口などでの対応に配慮が必要な場合があることについて、医療機関や金融機関など、民間機関への啓発活動を展開し、障害者の利便性を向上する取り組みを促進します。</p> <p>■バリアフリー施設への登録とバリアフリーマップの作成を行うことにより、障害者の外出を支援するとともに、市内の施設に対して、コミュニケーションボードや筆談等に対応する情報バリアフリー化の推進を図ります。</p>

施策分野3 生活環境の整備

(1) 建築物などのバリアフリー化の推進

建築物や道路、公園などの整備については、「バリアフリー法」や「山口県福祉のまちづくり条例」に基づいた施工を行っており、障害者の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上に努めています。

また、障害者の就労や社会参加を促進するために、公共施設をはじめ、さまざまな施設において、多機能トイレの設置などの施設整備を進める必要があります。

施策事項	施策内容
①建築物のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「バリアフリー法」及び「山口県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共交通機関や道路、公園などの整備を進めることにより、障害者の移動や施設利用の利便性と安全性が向上し、誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。 ■不特定多数の人が利用する民間施設については、バリアフリー化の普及啓発を行います。
②多機能トイレの整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者の外出や社会参加を促進するため、公共施設の新設や既存施設のトイレ改修の際には、多機能トイレの整備を図ります。 ■不特定多数の人が利用する民間施設については、多機能トイレの整備についての普及啓発を行います。
③バリアフリー推進体制の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設のバリアフリー化の推進のために設置している、「バリアフリー化推進連絡協議会」の機能の充実を図ります。
④バリアフリーマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ■バリアフリー施設への登録とバリアフリーマップの作成を行うことにより、障害者の外出を支援するとともに、建築物のバリアフリー化を促進します。

(2) 公共交通機関・道路環境の整備

障害者や高齢者の移動に係る利便性と安全性の向上のために、公共交通機関や道路、施設などにおいて、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れながら整備を進めています。

公共交通機関については、車いすの利用者をはじめとする障害者が利用しやすいような、超低床バスの導入が順次進んでおり、市内事業者によるユニバーサルデザインタクシーの導入も進められているところです。

今後も、障害者を含むすべての市民にやさしい都市環境整備を更に進めるとともに、バリアフリー対応型信号機の設置等、交通安全対策については、警察署などとの連携を図りながら、障害者の視点を踏まえて取り組んでいく必要があります。

施策事項	施策内容
①歩道などの段差解消の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■道路の改良・改造については、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」などの基準に基づき、障害者などの移動に配慮した整備を推進します。 ■障害者の利用頻度の高い路線や危険性の高い路線の主要交差点部について、歩道の段差解消事業を実施します。 ■歩行者や自転車通行が多い主要な路線については、計画的に歩道の舗装改良事業などを実施し、歩道及び歩行空間の整備を進めます。
②交通安全に係るバリアフリー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者の利用頻度の高い道路網を重点にして、今後もバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーンの設置を要望していきます。また、障害者関係機関や警察署などの関係機関と連携を図りながら、障害者の視点に立った交通安全対策を推進します。
③障害者用駐車場の適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」については、県と連携を図りながら、制度の普及啓発を推進します。
④ノンステップバスの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用者をはじめ、障害者が利用しやすいように、バスの更新時には超低床バスの導入を推進します。
⑤ユニバーサルデザインタクシーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用者をはじめ、高齢者、ベビーカー使用者等が利用しやすいタクシーの導入を促進します。

(3) 住宅施策の充実

障害者が地域で安心して日常生活を送るためには、生活の場となる住宅の確保が不可欠です。

地域での生活を希望する重度身体障害者に対して、「重度身体障害者自立生活支援付住宅」において自立生活を支援していますが、今後、施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行をすすめるにあたっては、グループホームなど地域で安心して暮らせる住まいの確保とともに、障害者が自宅で安心・安全に暮らせるように住宅改修費の給付等を引き続き実施します。

施策事項	施策内容
①障害者住宅施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者が住み慣れた住宅で生活を継続できるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修費を給付することにより、障害者の自立生活を支援します。 ■障害者の住宅改修などに必要な資金を貸し付ける生活福祉資金について、各関係機関と連携して利用者への周知を図ります。
②シルバーリフォームの整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ■バリアフリー化された市営住宅にするため、シルバーリフォームによる住戸の整備を推進します。

③重度身体障害者の自立生活支援	■地域での生活を希望する重度身体障害者に対して、「重度身体障害者自立生活支援付住宅」において、日常生活における援助・相談などを行い、自立生活を支援します。
-----------------	---

(4) 防災・防犯対策の推進

障害者をはじめ、すべての人が安心して安全に暮らすためには、防災・防犯などの生活の安全対策は重要な課題です。

特に、災害時の支援体制の充実を図ることは不可欠であり、災害発生後の安否確認や避難誘導の助け合いなど、支援が必要な障害者に対し、避難行動要支援者制度による体制を整備したところです。

また、災害時の避難所での生活に特別な配慮を必要とする避難者については、必要に応じて福祉避難所と連携して支援を行います。今後も障害者とその家族の現状とニーズを踏まえ、避難者に対する配慮の充実を図ります。

施策事項	施策内容
①防災情報提供・通報体制の推進	■「防災メール」などによる情報提供や「緊急通報システム」について、さまざまな機会を通じて周知し、防災情報の提供・通報体制の充実を図るとともに、電子メール・FAXによる119番通報 ^{*105} の周知を図ります。
②防災意識の向上	■市、NPO法人及び市民が連携して、様々なメディアの活用や出前講座、防災訓練などの機会を通じて、障害者や周囲の人達についても防災意識の向上を図ります。
③災害時の支援対策の実施	<p>■災害時避難支援制度については、民生委員などの協力を得て、登録者数の増加に努めます。また、災害時要援護者避難支援マニュアルに基づき、防災情報の伝達手段と避難誘導などの支援体制の整備を推進します。</p> <p>■災害時の避難所での生活に、特別な配慮を必要とする避難者については、必要に応じて福祉避難所（協定した施設）と連携して支援を行います。また、障害者及びその家族が不自由なく避難所で生活するため、環境整備に努めるとともに、医療及び日常生活に必要な物品を確保できる体制を整備します。</p> <p>■障害の特性等に配慮し、障害者が福祉避難所に直接避難できるようなシステムの構築を検討します。</p>
④防犯体制の充実	■宇部市防犯対策協議会を中心として、地域の防犯ボランティア団体 ⁷ を支援するとともに、出前講座などにより防犯に対する意識の向上を図ります。また、障害者が犯罪被害者とならないよう、地域の防犯体制の充実を図ります。

基本目標Ⅲにおける主な取り組みの関連指標を示します。

指 標 名	22 年度 現状	25 年度 目標値	25年度 現状	29 年度 目標値
学校教育活動支援ボランティア登録者数(障害児関係)	8 人	30 人	25 人	40 人
手話奉仕員登録者数	124 人	150 人	126 人	150 人
要約筆記奉仕員登録者数	35 人	50 人	50 人	80 人
超低床バス（低床バス含む）の導入数	34 台	40 台	48 台	56 台
多機能トイレの設置数（市施設）	16 箇所	22 箇所	26 箇所	30 箇所
災害時避難支援制度登録者数（うち障害者）	450 人	525 人	463 人	525 人
「あんしん歩行エリア」及びその周辺の交差点段差解消箇所数	180 箇所	349 箇所	349 箇所	549 箇所
バリアフリー施設登録店舗等	—	—	—	50 箇所
地域における障害者理解研修会開催件数	—	—	—	24 件